

公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 1 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 8 号

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則（昭和 39 年岩手県規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(延納の申請)</p> <p>第25条 課長等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）<u>第169条の4第2項</u>の規定による普通財産の売払代金又は交換差金の延納の申請をしようとする者があるときは、普通財産売払代金（交換差金）延納申請書（様式第12号）を提出させなければならない。</p> <p>(延納利率)</p> <p>第26条 課長等は、政令<u>第169条の4第2項</u>の規定による延納の特約（以下この条において「特約」という。）をする場合においては、次に掲げるところにより算出した延納利率によらなければならない。ただし、これによることが適当でないと認める場合の延納利率は、別に定める。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(担保)</p> <p>第27条 課長等は、政令<u>第169条の4第2項</u>の規定により、担保の提供を求める場合においては、次に掲げる担保の提供を求めなければならない。ただし、政令<u>第169条の4第3項</u>の適用があるとき又は当該売払財産について民法（明治29年法律第89号）第325条第3号の規定により取得すべき先取特権で十分であると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(延納の申請)</p> <p>第25条 課長等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）<u>第169条の7第2項</u>の規定による普通財産の売払代金又は交換差金の延納の申請をしようとする者があるときは、普通財産売払代金（交換差金）延納申請書（様式第12号）を提出させなければならない。</p> <p>(延納利率)</p> <p>第26条 課長等は、政令<u>第169条の7第2項</u>の規定による延納の特約（以下この条において「特約」という。）をする場合においては、次に掲げるところにより算出した延納利率によらなければならない。ただし、これによることが適当でないと認める場合の延納利率は、別に定める。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(担保)</p> <p>第27条 課長等は、政令<u>第169条の7第2項</u>の規定により、担保の提供を求める場合においては、次に掲げる担保の提供を求めなければならない。ただし、政令<u>第169条の7第3項</u>の適用があるとき又は当該売払財産について民法（明治29年法律第89号）第325条第3号の規定により取得すべき先取特権で十分であると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。